

### 第3回犀川水系流域委員会 議事要旨

1. 日時：平成16年7月28日(水)13時30分～16時10分
2. 場所：石川厚生年金会館 2F 相生の間
3. 出席者：玉井委員長、池本委員、川村委員、北村委員、作田委員、敷波委員、辻本委員、野口委員、三浦委員、三森委員、山形委員、山岸委員、吉田(明)委員、吉田(國)委員

#### 4. 議題

- (1) 議事の公開の可否確認
- (2) 第2回犀川水系流域委員会議事要旨の確認について
- (3) 川つくり懇談会・アンケート調査結果について
- (4) 犀川水系河川整備計画(原案)について
- (5) 今後のスケジュールについて

#### 5. 議事概要

- (1) 事務局から開催の挨拶が行われた。
- (2) 新たな委員が紹介された。
- (3) 委員長から議事公開の確認が行われ、委員の了承を得た。
- (4) 委員長から「第2回犀川水系流域委員会議事要旨(案)」について、後日事務局に意見を提出することで委員の了承を得た。
- (5) 事務局から「川つくり懇談会及びアンケート調査結果」について説明が行われた。委員からの意見は特になかった。
- (6) 事務局から「犀川水系河川整備計画(原案)」のうち、第1章の流域及び河川の概要、第2章の河川整備計画の目標に関する事項について説明が行われた。各委員からの主な意見・質問は以下の通り。

(玉井委員長) この原案は委員の方々には配付を事前にさせていただきました。今日ご欠席の北浦委員から一つご意見が出ております。

それは、先の新潟、福井の豪雨災害に関係がございまして、今回のような雨がどの程度の確率であって、犀川水系ではそういったものをどのように考えるのかということを書いてはいかがでしょうかという御意見をいただいております。

河川整備の水準に関係していると思いますので、第2章でどのように記述をするかということですが、いかがでしょうか。今回の雨のことを整備計画の中で直接扱うのはなかなか難しいようにも思っていて、多分、関連の資料等の中で平成16年の7月の豪雨というのが北陸地方に起こり、その分析が進んだ結果を参考のために掲げるといような扱いになるのではないかと思います。委員の方々からは何かご意見ございますか。

(辻本委員) 今、北浦委員の意見ということで紹介されましたけれども、それと関連してというか、それも含めてなんですけれども、河川整備計画の案というところどこまで書くのかという問題です。

一つ気になりましたのは、基本方針のどれぐらいの部分が達成できていて、いわゆる整備計画で基本方針の目標のどこまでが達成できていて、どの部分が残るかということの記述がちょっと明確でないような気がします。基本方針のほとんどの部分が達成されるわけですけれども、取り残されるところも当然あるわけで、そのことをどこかで、本文に書くかどうかは別として、きちっと明確にしないと懇談会の意見と住民の心配に対して十分こたえられる答えにな

らないのではないかと思います。

というのは、懇談会の代表的な意見に100年に一度の洪水に備えるという目標の遵守と。だから、これが100、1でやるというところがどこまでを基本方針でやるつもりか書いてあって、そしてその中のどの部分を整備計画でやって、どの部分が課題として残るのかをどこかで明確にしないといけないなということが気になりました。

それからもう一つ、懇談会での意見の3番目にございます超過洪水の対応策、これが場合によっては新潟、福井の出水に対するものとも関連すると思います。ソフト面とか避難面を整備計画の中ではなかなか書き込みにくいと思うのですが、整備計画の中で書ける部分もひょっとしたらあるのではないかという気がしました。

計画洪水というのは、例えばハイウォーターレベル、危険水位までに抑えるわけですけれども、超過洪水はそれをオーバーします。そうしますと、まさにこの間の足羽川の災害のようにこの堤防をさらに超えたときに強い弱いが出現します。ハイウォーターレベル以下に抑えていると差が出ないのですが、ハイウォーターレベルを超えるとまさに強い弱いが出現してきますので、水防とかそういうソフトな面をどんな形で書き込むかというところを、整備計画でこれぐらい書いて、それに対する補足説明としてどれぐらい書くかということが必要になってくるなという気持ちを私も持っております。

その中で北浦委員のおっしゃる今回の福井あるいは新潟・福島豪雨災害の雨の降り方を犀川流域で受けた場合に、現在の計画はどのレベルまで守れるのか守れないのかという説明があった方がいいのではないかという気がします。

(玉井委員長) ありがとうございます。

2つ大きく分けてあったかと思います。基本方針が100年に一度の洪水に対応できるということで考えられておりますので、整備計画は当面30年ぐらいの間の計画を立てるということで、どの部分がいわば達成できないで残る部分かということとは、ある意味でかなり具体的にも書き込めるのではないかと思います。

超過洪水の方は、水防の活動なりハザードマップなり、そういったソフト対策と言われるもの、それからハード面では、いわゆるスーパー堤防というのはこの計画の中では議論されてこなかったわけですが、計画以上のものごときどのような安全策といいましょうか、堤防をできるだけ壊れない形にするということの考え方等はどのように扱うかというのが残された問題かと思います。

この整備計画でどの程度達成できるかというのは、この第3章の中で適切な場所を見ていただければいいかなと思います。また、第3章のときにご指摘をいただければと思いますが。

(吉田(國)委員)今、辻本先生が確かにそういう方向を進める部分は提言するのがよろしいかというお話が出ましたけれども、こういう河川のお話でありますと、それを直接受けると非常に住民の方が不安に思うのではないかなということでございまして、なるべくそういう方向をはっきり提言して、きちっと計画書という形でお出しになるということ。これは外へ出るわけございましょう？そうなりますと、非常に今回の特に新潟の件、それから福井の件もございましょうし、住民感情というのはかなり動揺しているという感じがいたします。

東京へ行っても、あなたのところはいかがでしたかというようなお話をよく聞かされる次第でございますし、そういう面において非常に難しいことだと思

うのですが、何かそれはそこら辺のところをやはり安易にこういう方向でいくというようなことを指し示すのが、少し私は何かしら、方向性は大事でございましょうが、ちょっと絞り込んだ形で進めていただいた方がいいのではないかなということを申し上げたいのです。

(玉井委員長) 計画のレベルを変更するというのは、現時点ではやはり考えられないという気はいたします。ただ、自然現象としては人間が計画したレベルを超えてしまうことがございますので、やはりそのギャップを、どのように被害が拡大しないように考えるかというところが大変重要なところだと思います。

(山岸委員) 9ページの第2節の「概ね30年間とする」と、こうございますけど、これはどういう根拠で30年間なのでしょう。

(玉井委員長) これは、河川法の条文に整備計画は20年から30年程度の間の具体的な計画を立てなさいということが謳われているものにのっっていると思いますが。

(山岸委員) そうしますと、この30年というきちんと数字が入るということは、「何々に基づいて概ね30年とする」という、その前段の字句が一つ入る必要がある。「何々法に基づいて」とか。それはいいのですか。

(事務局) 法的には確かに20年、30年となっておりますが、河川によりましては15年ぐらいで整備ができる河川であれば15年というふうな記載をいたします。ただ、こういうことで15年とか、こういうことで20年とかというその前段というのは、基本的には基礎資料で検討して、本文には書き込まないスタイルが一般的でございまして。

犀川の場合には、整備の内容と、それから行政として今後投資していくそういうスタミナというものがございましてけれども、そういったものを考慮しておおむね30年で、後ほど説明いたしますが、整備計画の内容ができるということを検証して30年としております。

(玉井委員長) 議論の準備の段階で、この内容が何年ぐらいで達成できるかという議論をされているわけですが、本文の中にはそれに基づいて結果を書き、その結果は標準的な数値なので、特にその法律との関係を謳っていないということかと思えます。

(山岸委員) 質問させていただいた趣旨は、先ほどのアンケートをスクリーンで説明された中に、一般の方々はかなり火急の場合とか、それからいろいろ洪水の心配とか、心証的なデータがございまして。ですから、この30年という年数の話というのは、しかし火急のときにはそれはこうであるとか、何かその今民意の反映の心配みたいな話、気持ちの酌み取りというのは文言でもう少し要らないのでしょうかと思ったので質問したわけです。

(玉井委員長) この点は、整備方針の場合も県のホームページでQ & Aという形で追加の説明なり、考え方を説明されています。そういう中で、整備計画の特徴といいたいでしょうか考え方、あるいは30年と書いてあるのはこういう趣旨ですと。あるいは、緊急事態などの場合の体制なり、いわゆる防災、減災の活動はこんなふうになりますということを書いていただくと今のご意見に対応できるのではないかと思います。

(三浦委員) 整備計画ですけれども、木呂川の5年確率ということが出ておりますけれども、一方では100年だとか50年だとか。この木呂川あたりが5年、これは随分整備水準に乖離がある、開きが大き過ぎるのではないかという感じがするのですが、これはどういう事情によるものなのでしょう。

(事務局) 100年に1回とか200年に1回の降雨に対して全川を整備していくというの

は、基本的には望ましい姿であると思っております。ただし、先ほどスタミナという言葉が出ましたけれども、これはいわゆる県全体の河川事業の予算の枠とか、それから将来的にわたってその枠がどの程度確保されていくかというような見通し等も考慮しまして、本川は特に重要で、支川からのものをみんな集めて本川へ流しますので、本川についてはこの程度の川で認められている最大規模の確率である100分の1ぐらいのものを整備していきましょと。支川については、残念ながら一気にそこまで上げられないので、当面は最小必要限のものを拡幅しておいて、いわゆるスタミナといいますか、予算的なもの、事業費的なものの確保ができれば順次上げていくというのが発想の根底にございます。

それで、100分の1の確率というのは、これは河川砂防技術基準という案がございまして、その中で日本の国の国力といいますか、日本の国は災害が起こりやすいという実情をにらむと、大体1級河川であれば100分の1の確率から200分の1ぐらいとか、あるいはそれ以外の地区、2級河川ぐらいであると例えば50分の1から100分の1ぐらいの確率で対応するとか、そのようにA級、B級、C級、D級、E級というふうに決まっております、例えば私が今申し上げたB級であれば100から200分の1の確率とか、C級であれば50から100分の1の確率とか、D級であれば10から50分の1の確率とか、E級であれば10分の1の確率とか、ちょっと数字の話でかたいのですが、基本的には力を入れて水準を上げることにはこしたことはないのですが、その地区の財産の集積度とか、人口の集積度とか、河川の重要度に依じて、段階的にやらざるを得ないというのが基本的にございまして、支川の方は少し確率規模が落ちているという状況を反映したものでございます。

(玉井委員長) それと、被害が生じたときの影響の大きさは、水が浸水するという点では広がり大きさといいたいまいしょうか、本川が破堤をすれば大変広い範囲に影響が及ぶわけですね。支川の場合にはそれがあある意味で限られた区域であるといったことも勘案されていると思えます。

(7) 事務局から「犀川水系河川整備計画(原案)」のうち、第3章の河川の整備の実施に関する事項について説明が行われた。各委員からの主な意見・質問は以下の通り。

(北村委員) 22ページのダム建設時における環境負荷の軽減というところで、工事の際の濁水対策や騒音・振動対策等々記載してございますけれども、これは非常に難しいのではないかと考えているわけですね。

例えば、今どういった対策を考えられているのでしょうか。

(事務局) これまでもダム工事を幾つか進めてきてございまして、濁水に対しては工事中の濁水を1カ所にまとめて処理した上で下流の方へ流す手当てを行っております。

それと、騒音・振動対策でございますけれども、これにつきましては、辰巳ダムの周りに住居等が張りついておりますので、これらの工事の機械選定ですとか、爆破といいますかダイナマイトとか、そういったものの手法も配慮していかなければならないと思っております。

それと、動植物の生育・生息環境ということでは、これはまた専門家の方々と相談しながらやっていくわけですねけれども、工事をしながらモニタリング調査を継続して、その辺の配慮をしていきたいと、そう考えておりますが。

(辻本委員) ちょっと関連しますけれども、ダムの問題で、ダムが小規模で法アセスにはかからない規模だと思っておりますが、アセスには建設時とともに運用時と両方ア

セスするわけです。このダムは、運用中については洪水調節のみの機能しか持たないのという書き方だと思うのですが、それでもアセスの精神からすると生態系とか環境にかかわることはなかなかよくわからないので、何年かにわたってモニタリングを進めるというのは当然のことだと思うのですが、そういう運用をした後、運用に入った、供用に入った後のモニタリングをどのようにやるのかということ、モニタリングをやるということをやはり書き込んだ方がいいのではないかと思うのです。

それに加えて、3ダム連携の場合に、犀川ダムと内川ダムについては洪水調節容量を利水容量に振りかえるために、ダムの貯水容量の回転率みたいなものがかわってくるので、やはりそちらの方も何らかの環境監視が必要になってくるのではないかという気がします。そういう意味での環境モニタリングというのは、ダムのところではやはり工事中だけじゃなくて、供用後のアセスという形で書いていただきたいなという気がいたします。

同じモニタリングですが、環境維持流量、正常な機能のための流量ですか、正常流量の話で1.19m<sup>3</sup>/sでしたか、これも多分、何らかの仮説に基づいた環境維持流量でしかないと思うのです。これが本当に環境問題に対して環境生態系に関して機能しているかは、維持管理のところではモニタリングしますということを書き込みましたというご説明があったのですが、少し全体的なモニタリングと、ポイント、ポイントを押さえたモニタリングというのをきちっと分けて書かないと、書くことは書いても何をしたらいいのかというのが見えないと思いますので、私が今申し上げたいことは、ダムの運用変更に伴う貯水池のモニタリング、それから環境維持流量の設定に伴う、それが正常に機能しているかどうかのモニタリングということはぜひ必要だということを申し上げたいと思います。

(玉井委員長) それは、私の理解は、33ページのところの6の河川管理のためのモニタリング等、ここもまた後で事務局にちょっと説明していただきたいと思っておりますが、ここでは河川整備事業の実施及び実施後というのは、河川整備計画で行った事業すべてといいましょうか重要なものは通例の河川環境のモニタリングという意味ではなくて、整備事業の結果を見つめていくという趣旨のモニタリングをしてくださいということを書いておきましょうという議論でそうなったように記憶しております。

そのあたり、今、辻本委員が指摘されたような事項との関係で、事務局、どのようにお考えですか。

(事務局) 最初、説明がありましたように、この項目については原案といたしますが素案ではございませんでした。それで、今委員長のようなご指摘もございまして、河川整備事業という中には、河道の整備、それから特定の場所でいいまして、例えば鞍月用水堰のような堰のような構造物をつくるというような場所の整備、それからダム事業のような大型でかつ貯水池の問題が発生するような整備、そういうすべてのものを含みまして、実施段階だけではなくて、実施後もしかるべきモニタリングを行ってデータ収集に努力をしていきたいと思います。チェックもし、検証もしましょうということはこの短い3行の中に書かせていただいたという認識でございます。

(辻本委員) それをもう少し具体性を持って、今指摘しましたような正常流量の問題、それからダムの運用、容量変更の問題、それから今は言わなかったけれども、おっしゃいました鞍月のところの河道整正の問題、こういうところでやはり明

確に書かないと、ただ単に書くだけなら、それは事業監視委員会の方でオプションしてくるに決まっていますので、やはりある程度、河川行政といいますか、河川の方から積極的に言わないといつまでも受け身になってしまうのではないかという気がしましたので、具体的に物を挙げて、書いていただきたいということでして、3行ぐらい書くだけでは足りないのではないかという気がいたします。

(玉井委員長) いや、私は、ここは数行ですが、精神的には随分変わってきているというふうに読んでいたのですが、今の非常に重要な施設のところは項目がありますよね。例えば、鞍月用水の堰の部分というのは記述がありますし、辰巳ダムの容量の再配分とか正常流量というのもありますので、今の辻本委員の趣旨を生かせば、そういうようなかなりたくさん記述があるところは、そこにやはり実施後もきちんとモニタリングをするということを追加していただければ、さらにはっきりわかってくるのではないかと思います。

それと、今回のものでどこまで整備が進むかということに関しましてはこんなふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

というのは、13ページに一覧表としてこの整備計画の中で具体的にいう事業が書かれてありますが、最初、ここにどれだけの達成度といいましょうか、安全性が確保できるとか、そういうことを表に書き込むと一番わかりやすいかというような議論があったのですが、それはなかなか一律には難しいということで、たしか12ページの方に支川なら支川で分けて書いていただいたのが経緯だと思います。ですから、ある意味で12ページに本川であれば第2段落でしょうか、「犀川では河道断面が不足する」云々とありますね。「洪水の安全な流下を図る」と。結局は、これによって、いわば全川にわたって100分の1の整備基本方針でうたっているレベルまでの安全度は確保できますというようなことは書けるわけですね。ですから、本川はある意味でそういう形で書けると思いますが、支川等についてはなかなか書きぶりが難しいような気もしますが、ご意見何かございますでしょうか。

(辻本委員) 先ほど少しご質問もあったように、基本方針の中でも本川、支川によって安全度に違いをつけているはずですね。課長は先ほど精神的には全部100、1にしたいとおっしゃったけれども、精神論が一つあって、その次の段階に基本方針があります。基本方針では、流域の中で本川は100、1にするとあります。この部分、この部分については50、1であるとか、10、1であるとか、5、1であるというふうな、基本方針での目標の安全度が少し差があるということもきちんと、もしあるなら書かないといけないし、その差のある基本方針のレベルに整備計画でそれぞれどれだけ達成するのかを書くのが望ましい。すなわち、本川であれば基本方針は100、1であって、整備計画では100、1まで達成しますよと。何とか川という支川では、基本方針では30、1まで上げたいけれども、整備計画のレベルでは5、1までしか上げられないというふうなことが明確に見えるような書き方というのはなかなか難しいのでしょうか。

(玉井委員長) それは、この12ページのところが、「当該河川工事の施行により」と、これが整備計画の内容であり、確保できる機能の概要は、ここに書いていただくのがいいのではないかと思います。

(事務局) 基本的には、犀川水系については、まず第一に本川が重要であるということで、本川は30年やればほぼ当初の目的のものに整備できるであろうという大前提がございまして、そういう前提の上で、今おっしゃったようなことは記入でき

るものは記入をしていきたいと思っております。

例えば、もっと大きい河川だと、整備基本方針で書いても当面20年から30年の間にはるかにそこまで行き着かないという川がございます。それは川によって違ってまいります。基本方針で書いてあるものの半分もできないとか、あるいは3分の1もできないというのもあるうかと思えます。ところが、この犀川水系については、本川については30年くらいあれば何とかできるという大前提が一つございまして、あと支川の方については30年たっても無理なところもあるというところがございますので、書き方についてはもう少し精査して検討させていただきたいと思えます。

(玉井委員長) それと、超過洪水対策関連は、32ページの第2節に盛り込んでいただくことがかなりできるかなと思えました。ここは表題が「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」とあります。例えば超過洪水等の問題に関しますと、維持管理に入るかどうかちょっと境目が難しいのですが、ある意味ででき上がった施設の機能をきちんと高度に保つなり、あるいは機能を高度化していくということが超過洪水などに対しても有効であるし、あるいはそれを担保するために水防活動なども必要だということだと思っております。ですから、この第2節の中に、いわば施設の機能の高度化というような項目を入れて、そこで計画を超えるような現象は生じ得るので、そういうときにどのようなことを考えるか、あるいはそれを考えて、ふだんどういう努力をするということを書いていただくのが一つあり得るかと思えました。

それから、ハザードマップについては、4の河川情報の高度化及び提供というここにハザードマップの整備を進めるというようなところは盛り込めるのではないかと思います。

このあたり、委員の方々はいかがでしょうか。

(山形委員) 今ほどの32ページ一番下の4のところ、ハザードマップもこの中で書き込むということはよろしいかと思います。

ただ、もう一つ、ここでは河川情報の提供ということですが、次のページにございます水質、水量あるいはモニタリング、そういった洪水情報だけでなく、いろんなこの河川情報を幅広く提供することも盛り込んでいけばどうかと思えます。

そしてもう一つ、34ページでございます。河川の整備を総合的に行うために必要な事項ということで、ここでは3点盛り込んであるわけですが、私、水利権者、法定水利権も慣行水利権もございしますが、水利権者や漁業権者、そういった方らの協力あるいは連携、日常的な連携も含めてそんなものが大事でないかなと思えますし、また水防団等の防災機関との連携も同様だと思えます。

さらには、河川というものを単に防災施設だけでなく、都市の装置であり、また資源というふうにとらえますと、まちづくりの一環としての河川整備という考え方が出てまいります。そういたしますと、広く住民や関係団体との連携なり共同も大事になってくるのではないかなと思えますので、そういったことも34ページに盛り込めばどうかと思えます。

(玉井委員長) 確かに、32ページの情報の問題は防災情報だけではないということが明らかになるような書きぶりの方がいいと思えます。

それから、今、34ページの方に関係して言われた点は、この1の項目を、文言を少し考えて、その関係者がもう少し具体的に水利権なり、あるいは河川を利用されている方とか、そういったものもここに書き込むという形で解決でき

- まずでしょうか。あるいは、少し別の項目立ての方が望ましいのでしょうか。
- (山形委員) 34ページについては、まずこの整備を進めるためには、そういった権利をお持ちの方等の理解が必要ですので、この3つだけでなく、そういったことも書き込んでいけばいいのかなと。
- ここで1のところは、河川清掃、あるいは河川愛護、そのようなものが中心になってくるのかなと思いますので、これとは別のものというふうに思います。
- (玉井委員長) それでは、別の項目立てということを少し念頭に置いて、今のご意見をできるだけ反映していくということによろしいでしょうか。
- 特に都市域といいたしでしょうか、都市との関係ということもご意見の中に含まれていたように思いますので、そこを含めて項目を1つ立てるといっていいでしょうか。
- (三森委員) 漁業者の立場として、将来にわたって少し確認しておきたいことが2点ばかりございます。
- 18ページの鞍月用水と雪見橋の整備に関する件であります。降雨の査定の時点におきましては、計画平面形状の中で、現況、また現在、鞍月用水に隣接して設置されているサケの孵化場は移設すると、こういう具合に明確に示されておりましたが、原案はこれが削除されております。それとまた、そのときをお願いしておきました鞍月堰堤の消失によって、現在、上流あるいは下流区域を魚類の保護区域として設定されている禁止区域の復活等についての文言をお願いしておりましたが、その点につきましてはどういう具合に盛り込まれているのか。多分、その他のところに盛り込んであるのではないかと。
- (玉井委員長) その他のところの2行で「既得の権利と水産資源の保護については、関係機関と調整し、対応を行う」とあります。この部分に込められていると思います。サケの施設の移設の点も、同じくこの項で統括的に含めます。個々の項目を書き分けるのは尽きないということもございますので、既得のものにつきましては、例えば農水も含めきちんと対応するということを書けば、その方がいいのではないかと思ったのですが、事務局、いかがでしょうか。
- (事務局) 今、委員長がお話しなさいましたように、既得の権利ということと水産資源の保護ということにそれを込めて書かせていただいたつもりでございます。
- (野口委員) 1点、ちょっと指摘といいますか、提案をさせいただきたいのですが。先の懇談会の席での意見でも、子供たちが水に親しめる河川整備というのが上げられておりましたけれども、身近な親水空間として水遊びとか、あるいは散歩などをなさる方も大変多いかと思えます。その意味で16ページに書いてあるイメージ図を見ておきますと、このイメージ図から受ける印象で言いますと、子供たちが水際の植物群落とかそういうところで遊んでいると、過って落ちる危険性もないとは言えないのではないかと、そういうことも考慮した安全対策といいますか。フェンスまでというのはどうかとも思うのですが、例えばピンポイントで注意を促す看板とかそういうものを設置するといった、何か洪水とか水害が起こったときではなく、平常時の水際の安全対策といった面での配慮をするような部分について、一文をどこかに入れてもいいのではないかと思います。これが河川整備計画の趣旨と合っているかどうかというのはちょっとわかりませんが、その1点だけ指摘したいと思います。
- (玉井委員長) わかりました。多分、32ページの第2節の3のところが一番関係が深いかと思えます。ここに安全策なり安全教育といいたしでしょうか、広く言えば自己責任



というようなところまで含めたそういった課題を書き込むと、今の野口委員のご意見が生きるのではないかと思います。

(事務局) 今のご指摘、非常に重要な観点だと思ったので、この16ページのイメージを説明させていただきます。

14ページと16ページを対比して見ていただきたいのですが、犀川本川につきましては、ちょうど犀川大橋というような人家連檐のところは、既に改修済みということで青になってございます。それで、今のこの河口の方の赤の部分が専ら工事をどんどんやっている区間でございます。そこでこの16ページは、普正寺橋上流約500メートルということで、比較的河口の部分のイメージを描いてございまして、このあたりは軟弱地盤のところでもございまして、どうしてもある程度矢板工法は避けられないということで、何となく水際に親しめないようなイメージ図が出ております。

それで、これはそういう意味で全区間にわたってこういう矢板護岸をするという区間ではなくて、河口部のところの比較的地盤のあまりよくないところのイメージ図だと。それは当面20年の間でこの区間の工事をやっていく意味でここに描かせていただいたということだけ補足させていただきたいと思しました。

(玉井委員長) ただ、そこを散策する人が描かれていますし、具体的にもそういう形にもなりますし、それから子供さんもそこで遊んだりということは起こり得ると思いますし、それも望ましいことですよね。

ですから、確かにここは下流部の断面といいましょうか、部分ですが、全体にわたって、いわば人と水辺との関係というのはいり得ると思います。

(川村委員) 福井の豪雨、新潟の豪雨がございまして、現場へ行って簡単に調査等々、ヒアリングもしてきたところの教訓も踏まえて、実はこの第3章の12ページ以降でございすけれども、各本川と支川で計画横断形状というのが、例えば16ページですと本川の河口部だとか、17ページには本川の河口からちょっと上流へ上がったところとかいうのがありますし、18ページもしかりです。それぞれに計画横断形状というのがずっと書いてございます。

大体見ますと、ほとんど環境という問題から記述をされております。もちろん今、野口委員がおっしゃったように、いわば安全性の問題というか、親水空間の方の安全性の問題についてはある程度これからも述べられるかもしれませんが。

計画横断形状の中で、この2つの大きな豪雨災害をある程度調査をしたときに、既設はなかなか難しいですが、新設でこれから整備をするとして、一言で言いますと堤防の安定性に粘りを持たせたいと思います。水が浸かってオーバーフローをしますと、土構造物というのは簡単に壊れてしまいます。特にオーバーフローしますと、堤内地の方、つまり市街地の方ですけれども、簡単に壊れてしましまして、あっという間に破堤をしてしまうわけです。これが福井でもあったわけです。洪水時に水がつかる、洪水水位までいく、そしてオーバーフローする、それでも少しは堤防に粘りを持たせることができないかということで、大分関係筋とも議論をしていたわけです。

粘りを持たせるといというのは、専門的にいくと靱性というか、いわゆる耐久性というか持久性ということですが、当然、横断形状については河川法という規定の安全率をきちんと確保してあるわけです。ところが、それは一時的というか、瞬間的にそこでオーバーフローしたときに壊れてしまう。けれども、実は

そのぎりぎりのところで大分もたせるという河川堤防の断面がつかれないかというのが、実はこの2つの豪雨災害で学習をしたところなのです。

この基本整備計画の中の計画横断形状のところですけども、堤防の安全性を確保する上で、そういう粘りみたいなものを持たせるように工夫をします。文言はまた後からいろいろと考えますけれども、そのようなものが少し入ってもいいのかなと思っております。

なかなか専門外の方にはうまく伝わらないかもしれませんが、粘りがあるという話は、一番簡単な話は断面が非常に大きいといいますか、幅広いいいますか。いわゆる直轄でも行っているスーパー堤防みたいなもので非常に幅広の断面、専門的にいくと押さえ盛り土というのがあるという、そういう幅広の断面は非常に粘りがあると思いますけれども、実は2級河川等々でいきますとそれほどまでに堤防に断面を確保できるかどうかという、非常に難しゅうございます。どうしても高さの方に目をやりがちなものですから、やせた断面になってしまうわけなのです。そういうやせた断面ではやむを得ないけれども、そこに例えばどういうことをしたらいいのだろうか。

例えば既設のものだとすると、堤外地も堤内地も練りコンか何かで表面を覆うとかなり効くのかなという気持ちもありますし、新設ですと土が悪ければ少しセメントを入れて地盤改良をしてきちんと転圧をしていくという方法もあります。あるいは、ジオシンセティックス、ジオテキスタイルというコストが非常に安い不織布という材料がございまして、こういうものをサンドイッチ型に入れていくと、堤体外からの排水と堤体とジオシンセティックスの摩擦の力によって相当耐力が出てきます。このようなことを頭に描いているのですが。

ぜひともこういうことで12ページからの計画横断形状のところ、環境のことばかりではなくて、堤体の安全性、安定性というのにも少し触れられたらいいのかなというのが私の希望であり、意見です。

(玉井委員長) その点では、先ほど触れましたのは32ページの第2節の中に今のご意見のような耐力であるとか、機能の高度化という項目を追加していただいてはどうかというふうに申し上げたつもりですが、そのような形でよろしいでしょうか。

(池本委員) 私もこれの作成の方にかかわりましたので、そのときに気がつかなかったことを1点ちょっと言わせていただきます。

アンケート結果を見せていただくと、災害に対する認識がそれぞれ非常に異なっていて、ものすごく美しい川、清流というふうに答えている方がいらっしゃるかと思うと、どぶ川というふうなイメージもあるようで、その辺のところは少し災害に対するPRがやっぱり不足しているのかなという気がしました。

それで、アンケートの属性を見てもみますと28%は高い結果だとは思いますが、回収率としては。ただ、アンケートに答えられている方は年配の方が多くて、やはり若い方の関心度が低いのかなと思います。

あと、アンケートの答えの中で、ごみがたくさんあると。ごみが流れているという感想がたくさんありましたが、河川敷の問題もありますし、住民教育というか、啓蒙、啓発といいますか、そういうことをどこかに盛り込められたら、河川を保全していく、保護していくということに対する住民の意識の向上ということをどこかで入れられたらいいのではないかと思います。

(玉井委員長) 確かに意識の向上というのは、34ページに防災意識の向上というのを出てきておりますが、その上に共同で行う河川管理というところに河川清掃等というのがあります。

ただ、先ほどアンケートあるいは川づくり懇談会というのもされておられますから、その結果を計画の文章の中にも項目にも盛り込んでいくということは大事かと思います。

(三浦委員) ちょっと初歩的な質問で申しわけないのですが、24ページと25ページに内川ダムと犀川ダムの下の方にダムの容量配分の再編成という右側の図でございませうけれども、犀川ダムの方では「洪水期利水容量」という言葉で、次の25ページになるとただの「利水容量」という言葉ですが、これはこのように違っていいのかということが一つ。この洪水期利水容量というのはどういう意味なのかということもお聞きしたい。

それからもう一つ、利水容量というのは水の需要量から来るのでしょうか、どのような計算、例えば年間の需要量そのままということはないと思うのですが、上流から供給される水の量だとかということもいろいろ勘案して計算されると思うのですが、大まかなところをちょっと教えていただきたいと思います。

(事務局) まず、洪水期利水容量、犀川ダムの分ですが、犀川ダムにつきましては、洪水が来ない時期、非洪水期と洪水が来る時期ということで2つに分けております。

それで、非洪水期につきましては、洪水調節容量の分も発電として利用しております。非洪水期になると洪水調節容量がほとんど要らなくなるということで、サーチャージ水位のところまで自由に発電として使えるということをしております。洪水期利水容量というのは、洪水を迎えるために洪水調節容量が要るということで、夏季制限水位まで下げた上で水位を確保しております。

片方の内川ダムにつきましては、洪水調節容量は常に非洪水期であっても空けておくということで、非洪水期、洪水期の区別はしていないということでございます。

それと、利水容量の使い方ですけれども、川の水が十分にあればそのままダムから補給する必要はございません。ただ、下流の方にかんがい用水とか水利権がございませう。その既得水利権を賄った上で水道とか、ここは工業用水、犀川はなっていますけれども、新たに水を取ろうとした場合には下流に影響がないように取らなければならないということで、従来から流れている水で足りない状況ができたときに、下流に必要なものを流しながら自分も取っていくということで、そのための下流に足りない場合は下流に補給しながら、さらに自分の使う利水は貯めた水を使っていくというような使い方します。

それで、今回、容量再編ということですが、犀川の部分でちょっとご説明しますけれども、ダム容量とダムの利水容量としてかんがい用水、上水道、工業用水というものがございませう。それを今回、工業用水の持ち分の207万m<sup>3</sup>相当を、維持流量、維持流量というのは河川のせせらぎを確保するために仮補給してやるということなのですが、既得のかんがいの足りないものはプラスして補給する。上水道は別ルートで持っていく。その上で、犀川大橋基準点で維持流量が足りない場合は、この右側の維持流量という容量を使ってダムから補給してやるというような考え方で利水容量というものを設定しております。

(山岸委員) 細かいことですが、5ページに集中しておりますが、明治23年とか大正11年とか、これは100年目とか、50年目とか、30年目とか、後の文章にいろいろ出てくるのですが、大体表記の方法として西暦を少し出しておかなくてもいいのでしょうか。

(玉井委員長) いかがでしょうか。併記の方がある意味ではわかりやすいのですが。これは

多分、法律文書ということで、元号を使うというスタイルになっているのではないかと思うのですが、事務局、いかがですか。

(事務局) 最近、新聞等はそういう表記法を表記してございますけれども、実はこれは役所の文書でございます、国の方へ申請をしまして同意をいただきます。そのときに、ちょっとマニュアルっぽい話で申し上げわけございませんが、西暦はあまり書かないようにというような指導がございます。

(敷浪委員) 辰巳ダムについては非常に皆さんの関心もあります。この21ページの辰巳ダムの整備イメージ図でございますけれども、拝見して非常にイメージもとりにくいし、景観的にも形状的にももう少し何とかならないかなと思います。これでは余り美しくないし、ちょっとわかりにくいのではないのでしょうか。

(玉井委員長) わかりにくいと言われますのは、こういうアングルで見ているとわかりにくいという指摘でしょうか。

(敷浪委員) ええ。この横の低水放流口の川の流れとか、緑の部分とか、あるいはダムのコンクリートの部分とかというのが苦心の結果こういうふうにおつくりになったのだと思いますけれども、せっかくわざわざ東岩取水口を避けて上流に設ける苦心の策ですから、もう少し自然の、これからつくるダムというイメージ、ソフトなイメージの図がここに掲載されていれば尚いいのではないかなと思いますけど。完成してもこういう感じになるのでしょうか。

(玉井委員長) この下流側からのアングルで、ダムに向かって右側から斜めに見るとこういう形になるわけです。

(敷浪委員) そうしたら、そのような見取り図も一緒に掲載された方がいいのではないですか。これだけでは何となく中途半端。私、素人なものでわかりませんが。

(玉井委員長) 今まで議論をされていた経緯では、東岩取入口とか、それから低水の放流口、絵で見ると右側にグリーンの部分がありますが、この部分は現在の川原がほとんど変わらない形で残るということを念頭にダムの移設計画を進めたというのが経緯であると、そのように理解していますが。

(事務局) イメージ図につきましては、非常に土木的な絵になっておりまして、景観的な話はこれから詰めていくことになってくるかと思えます。

このイメージ図は、辰巳用水東岩取入口をどのように残すかというようなことをつけておりますので、ダムのデザイン的なものとか、それは今後、詳細設計を進める上で詰めていきたいと思っております。

(敷浪委員) そうしたら、やはりそこをきちんと示していただければいい。辰巳ダムの整備イメージと書いてありますので、どうしても私などは全体の辰巳ダムがこういうふうになるのかなと思ひ込みましたので、意見を申し上げたのです。

(玉井委員長) そういう意味では、この21ページの第1文節、第2文節にダム施設の位置を設定するときの考え方が書いてあります。それにより取入口の保全が図られるのです。

先ほどもちょっと触れましたように、川の保全であるとか、川の景観の保全とか、そういうものを図ってこの整備イメージができていますので、そういう方針についても追加された方がもう少しわかりやすくなるかなと思います。

(三浦委員) いや、景観のことですが、前回のときに私は堤体の前面や後面にできれば、コンクリートの方に盛り土でもして木でも生やして、できればほとんどコンクリートが見えなくなれないかなということも申し上げたわけでございますけ

ど、ぜひその辺のところもまた配慮していただいた方がいいのではないかと思います。

(玉井委員長) このダムの上流側等は少し整地をして利用に努めるといいますが、余暇活動とかも聞いておりますので、洪水の流下阻害になっては困るわけですが、多くの方々がここに来られることも考えて整備を進められると思いますので、そのあたりで今のご意見を生かしていただきたいと思います。

(山岸委員) 今おっしゃられた敷波委員の話、大事だと思います。私もここは辰巳用水の東岩取入口とダムとのかかわりはこういうふうに保全されますという説明図的なことでしておかれれば、それで十分ではないのかなと思います。これ全体でダムのデザインという話になると、またこれから先の話になると思うのですけれども。

このペーパーがこの形で出てしまうというのは、ダムのデザインそのものではないと思います。保全の為のかかわり説明図みたいなものですから、そのようにしてもダムのことがわかるようにしてもらったらいと思います。先生の今の意見、賛成です。

(玉井委員長) そうですね。この表題をダムの整備イメージということではなくて、取入口とダムとの関係といいたいまいしょうか、今言われたような保全方法、考え方という、そちら側の表題の説明図であるということというのは大変わかりやすいかと思えます。

(吉田(國)) 今の敷波さんのおっしゃった辰巳ダムの計画のイメージ図でございますが、前に辰巳ダムと犀川というのが出ていますけど、このイメージ図の方が本当に辰巳ダムの形が出ているのではないかなと思います。これはちょっと青々と、ダムのためにはやっぱり水が流れなきゃいけないわけですから水色にならなきゃいけないのが、ちょっとイメージが緑色になっちゃってしまって、悪い威圧感を与えたと思うので、やっぱり水色にさせていただくならば、これは既に出てしまっている辰巳ダム、犀川のこれは非常にイメージ図としては私はよろしいのではないかなと思う次第でございます。

(玉井委員長) 実は上流側がこの上になっていますのは、いつもは上流側には水がたまらないという機能に今回の辰巳ダムがなるものですから、それで従来の川つくりとは変わってきているのだと思います。

ここに説明、パンフレットがあります。事務局、この資料-3は、きょう委員の皆さんに何かご意見を聞きたい、伺いたいということでしょうか。

(事務局) お配りしたのは、川つくり懇談会とか、それからアンケート調査にあたってこういうものを住民の方にお配りしてご意見伺いましたよということをお示しするためにお配りしたものです。

(敷浪委員) イメージ図ですけども、先ほど野口委員もおっしゃったのですが、16ページの方の護岸の整備のこのイメージ図も少しお粗末だと思いますので、やはりこういう図が目にはぱっと入ってくるということは印象もありますので、少し配慮していただいた方が報告書としてもいいのではないかと思います。

(玉井委員長) 確かに一たん頭の中に入りますと、そのイメージが強い印象で残ると思いますので、今のご意見参考にさせていただければと思います。

(作田委員) いろんな機会をとらえてマスコミの方も、先ほど池本先生が言われたようなことと関連するのですが、やはり防災意識の向上というか、非常にこの水というのは、私も浅野川の氾濫の時に被害を受けた一人ですけども、水の恐ろしさというのは経験した者でないとなかなかちょっとわかりにくい。鉄砲水とい

うか、そういうものが地域へ入ってきて、もう何ともしようがないというようなこと、これは日ごろからその地域に住む人たちが水の恐ろしさ、水害の怖さも日ごろからイメージしていて、常にその周辺の方々が防災意識を高めながら、そういう危険な場所等もあつたら、いろんな面で地域市町村の方へ言うとか、いろんなそういう方法を持つことが重要です。

防災意識の向上も34ページに出ていますけども、それはそれなりに文章に書いてしまうと、これを具体的にどう変えるということではないのですが、水の恐ろしさ、怖さ、そういうものも何らかの機会を得て、地域の住民の人たちにも知ってもらおうというような方策が必要です。

あと、交通事故も今多発しており、そういう中でいろんな恐ろしさというものをいろんなところでいろんなものに写真なんか載せてやっていく。そういうふうに水の恐ろしさというのは、そこに住む人たちが常日ごろ、全く関係のないところは全く関係ないのですが、単なる河川だけではなしに、山やそういうのは山崩れ、そういうのもまた地域によっては、足羽川の周辺ぐらいを見ておりますと、最近の方々では余り水害の恐ろしさを知らない人たちは当時のことを含めると、川の底を掘り起こしたから水害はないだろう。あるいは、そこに上流の方だけを塞いだらもう大丈夫だと言っていますけれども、それをなくしようという計画のためにも、そういうものはなくしたらいいのでないとか、いろんなそういう意見が出てまいりますので、常に水の恐ろしさ、そういうようなものを何らかの機会を通して知ってもらおうという努力をしていただければありがたいと思います。

(玉井委員長) 例えば、県は防災意識の向上ということで、経常的といいましょうか、定期的にこんなことをやっているというようなことでご紹介いただけることありますか。

(事務局) そういう防災意識の向上の観点について、県の方での状態ですけど、例えば、5月ですと水防月間、それから6月ですと土砂災害防止月間と、そういう取り組みもございまして、そのときにそれぞれの市町村と連携しながら、例えば防災訓練をやる、あるいは土砂災害の防止訓練をするという、そういう取り組みがあります。それから、そのときにはそれぞれのパンフレット、チラシもお配りします。例えばこの近くでいいますと、香林坊の交差点でそういうふうなチラシを実際、通行しておられる方に午前、午後にはわたってお配りする。

それから、キャラバン隊というものを設けまして、県内各地を広報車で回って、主要なポイント、ポイントでは今言ったようなチラシをお配りすると。そういった面で、大きく言うとそういう広報にする。

それから、防災訓練的な水防訓練。これは市町村等でまたやっておられますし、そういった取り組みは現在させていただいています。

それ以外には、やはり県のホームページだとか、市町村のホームページもそれぞれいろいろ、特に台風の時期の前、あるいはまた梅雨の時期、そういったときにはまた広報させていただいております。

ただ、十分その辺が認識されているかどうかということは、これはやはり繰り返し繰り返しやっていく必要があるかなということは思っております。

それから、先ほどおっしゃいましたように、住民意識の中でこの地域、自分の住んでいる地域が危険かどうか、あるいはまた危ないかどうかと。その意識の啓発には、今回の水害の研究をするのみならず前から実際やっているのですが、さらに一層強力にするために市町村と一緒にあってどのような取り組みを

今後していけばより効果的なのかというのは、今後、各全市町村さんと相談しながら、それから当然そういう専門の部局も市町村、県もありますので、そういうところとも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

(山岸委員) ちょっと戻るようですが、先ほど敷波委員のおっしゃられたことを伺って、非常に大事なことだと思うのですが。

それは12ページの第3章から始まりまして、31ページまでの間に書かれている話だと思うのです。そうしますと、13ページのところには、河川工事の種類及び施行の場所となっておりますけれども、工事の、例えばデザインとか景観ともかかわってくるものは、そういう外側については資料の中に景観のことも含めましてこれから当然入る話ではないかと考えています。

そうしますと、そこで河川工事の種類でこのようにおやりになるということであれば、その右側のところに景観あるいはデザインという一覧があって、そして例えば辰巳ダム建設というところには景観及びデザインという欄があれば、そこには二重丸ぐらいをしておくとか、それから、その上の護岸工事みたいなところ、その辺には一重丸ぐらいをする。何か評価項目なり、目的で意識しているということが表示される欄の一つ加えておきますと、この後の例えばスケッチみたいなものとか、イメージ図みたいな話でも、ここの中で裏取りしてある話であれば、多少まずい絵でも、そこには地理がちゃんと行き渡っているというペーパーになるのではないかとと思うのですが。

一つ一つに言いわけをされることになってきますと大変なので、この絵というのは、やはりデザインとかこういうものは依頼されてかかれる方としても、最終決定的な話はアセスであったりいろんなことで詳細はこれからいろいろ出てくるわけですが、ペーパーの上での話ですとこれはそういう一つの仮の意味も含めながら、しかし表としてはきちんと欄をつくっておけば担保されていくのではないかと思います。

(玉井委員長) 辰巳ダムのところは景観的な要因は重みが高いというか、重みが大きいというご意見というふうに考えてよろしいでしょうか。

(作田委員) ちょっとマークをしておくくらいでもいいかと思えますけど。

(玉井委員長) 事務局は、今後実際の事業の実施という段階に当たって、何かお考えがありますか。

(事務局) お答えになるかどうかわかりませんが、土木の領域でもシビックデザインというような概念ございまして、もうそういうことはやっていくのはある意味では当然というようなバックグラウンドでございます。

ただし、最近また公共事業の縮減の中ではコスト縮減という概念も出てまいりまして、ちょっと最近はそういう意味で相反するようなところもございまして、現場ではデザインはやりたけれども、なるべくプラスアルファ的な事業がかかることは少し遠慮するというような雰囲気とか、ちょっと今、過渡期的なところがございまして、なかなか文章的には書き切れなかったというのが事務局の本音でございます。

(山岸委員) デザインというのは、コストをかけなくてきれいに機能的に、そのためにいろんなことを、造形的なことを考えるとなおコストが安くなるので、これは一つは頑丈で、そして機能的であるという話を、それを文化として担保するためにはきれいなデザインとか景観とか、かわり合いの中の一つのありさまをきちんとしないと、全体としてやはり大きな空間やきれいな空間にならないと思います。

ですから、今のおっしゃられましたことも十分そうかなともちろん理解できるのですが、しかし今こうやって、私もそうですけれども、法律がデザインとか景観とかいろいろとこちらの河川の方でも目を向けるようにと、そういうことで私も参加させていただいたような立場でありますけれども、少し差し支えない範囲でそういう意思表示もしておかれるということも大事じゃないかなと思うのです。

先ほどからのお話では、計画が出てきますと、具体的に16ページも辰巳ダムのイメージ図も、もっともっと洗練されたすごいデザインになっていくのだろうと思いますし、誤解を招かないためにも表をつくってもらえるかなと思ってちょっと発言したわけです。

(玉井委員長) 予算面の制約ということですと、表の中に書いてあるとしますと、いや、これで予算が上がるのは認められませんよというようなことにつながると困るという事務局の考えもあると思いますので、やはり本文に書き込むのがよいでしょうか。先ほどの大きな施設に関してはそれぞれのところにこういうところにはきちんと留意して進めるということを書くという方針にして、辰巳ダムの場合にはその中に景観という項目があるので、十分考えることにする。そういう理解でいったらいかがでしょうか。

(事務局) 補足説明させていただきます。実はさっき説明漏れが1点ございまして、川づくり懇談会の説明の際に、そのご意見について後ほど本文の方で反映している箇所については触れますというお話をしたのですが、実は本文の説明の際にそれに触れることが欠けておりまして、ちょっと二、三点ご紹介をさせていただきます。

32ページの方にまとめて3点ほどございまして、ほかの箇所もあるのですが、この箇所についてちょっとご説明させていただきます。

第2節の河川の維持の目的、種類及び施行の場所のところでございますけれども、先ほどの川づくり懇談会のご意見の中で、堆積土砂や河道内樹木の撤去をやってほしいというご意見あったことについては、この2節の維持のところ、上から4行目ですけれども、「河道に堆積した土砂等の撤去に努める」というところで対応しているというふうに考えております。

それから、河川区域内の放流と適正利用を徹底してほしいというご意見に対しては、この2節の3のところ、上から3行目ですけれども、「河川空間の適切な利用調整・管理を行っていくものとする」というようなところで対応させていただいております。

それから、子供たちが水に親しめる河川整備をというご意見もございましたが、それに対しては同じく3のところの下の方ですけれども、「中流部・上流部には漁業権……」のその次のところすけれども、「沿川には小中学校などが近接しており、身近な環境教育の学習の場等としても、適切な河川空間の利用がなされるように努める」というようなところで記載させていただいていると考えております。

(玉井委員長) ありがとうございます。

それでは、本日のご意見等こんなふうにとまとめさせていただけるかと思いません。

整備計画の具体的な内容といたしましては、本川の下流部から支川の河道整備が一つございます。それから、中流部での鞍月堰の改築の課題があります。それと、辰巳ダムの3ダムの新しい連携のもとにおける洪水調節の専用ダムの



建設、こういった大きな枠組みで整備計画が構成されて、本川に関しましては基本方針で謳われた治水安全度100分の1までがこの整備計画の間に完了できるだろう。こういったところにつきましては、川つくり懇談会とか地元の方々のご意見にもありましたように、妥当なことであろうというご了解をいただいたと思います。

ただ、記述として少し不足している部分は、基本方針との対比でどのぐらいの仕事がこの間に達成できるのかをできるだけ本文に明確に書き込むということです。それと、超過洪水等も計画を超えるような現象という問題が大変重要である。それは、最近、新潟とか福井で起こったというわけです。そういう課題に関しましては、河川の維持の節の中に少し項目を新たなものとして書き込む。それから、今までの項目の中に、例えばハザードマップなどの観点を書き込む。それから、先ほどの大きな施設といたしましては、拠点になるような整備計画の施設に関しましては、課題にあるモニタリングという問題を具体的な項目をその施設のところにきちんと位置づける。

それから、その他河川の整備、総合的な事項といたしましては、都市であるとか、水利権者、あるいは環境意識の向上と、こういった項目につきまして明確にそういったものを記述していくと、このようなところが今日いただいたご意見のまとめではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (8) 今後のスケジュールについて

流域委員会でまとめる河川整備計画について、今回の意見をもとに原案がとれた形に一番近いものを準備し、次回第4回流域委員会で最終確認することを説明し、了承された。

### 6. 事務局からの報告

#### 公共事業評価監視委員会における辰巳ダム建設事業について

辰巳ダム事業については、平成11年度に石川県の公共事業評価監視委員会において、再評価ということで事業の実施継続の件について審議をいただいております。その際、評価監視委員会の方から付帯意見をいただいている。

その後5年が経過し、今年度は再々評価を受けるが、翌7月29日に第1回の公共事業評価監視委員会が開催されることとなっており、流域委員会での議論を踏まえ、付帯意見等への対応状況について、評価監視委員会の方に報告をしたい旨を説明した。